

開会の日 令和7年3月10日（月）
場 所 委 員 会 室

◆出席委員（6人）

委員長	井 端 浩 二
副委員長	小 笠 原 美 保 子
委員	籠 山 恵 美 子
委員	野 村 勝 憲
委員	上 ヶ 吹 豊 孝
委員	佐 藤 克 成

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	藤 井 弘 史
環境水道部長	横 山 裕 和
環境水道部技術次長	谷 口 正 樹
水道課長補佐兼管理係長	白 木 大 輔
水道課長補佐兼下水道係長	木 村 誠 吾
農林部長	野 村 久 徳
林業振興課長	檜 木 正 憲
林業振興課長補佐兼森林調査係長	東 弘 通
商工観光部長	畑 上 あづさ
まちづくり観光課長	竹 田 慎 二
まちづくり観光課長補佐兼資源係長	中 村 篤 志
まちづくり観光課観光係長	井 畑 仁 志
基盤整備部長	森 英 樹
建築企画監	砂 田 健 太 郎
建築住宅課長	直 野 幸 浩
建築住宅課住宅政策係長	竹 林 亜 人 武
建築住宅課管理営繕係長	澤 田 充 弘

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田 浩 和
書記	川 端 嘉 恵

◆ 本日の会議に付した事件

1. 連合審査会開催の件について
2. 付託案件審査

議案第31号 飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第32号 宇区域の変更について（古川町谷Ⅰ地区）

- 議案第33号 字区域の変更について（宮川町三川原Ⅰ地区）
- 議案第34号 飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 財産の交換について
- 議案第37号 負担付き寄附の受納について
- 議案第38号 飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例について

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

●委員長（井端浩二）

ただいまより、第3回産業常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。
会議録署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

◆休憩

●委員長（井端浩二）

ここで、連合審査会のため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時02分 再開 午後2時21分 ）

◆再開

●委員長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

当委員会に付託された案件はお手元に配付のとおりであります。

審査に入る前にお願いします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けてから、マイクを使い自分の名前を教えてください。質疑は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

次に、理事者側の説明において、議案の朗読を省略することとします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。また、会議規則第116条の規定により「発言はすべて明確にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。」こととなっておりますので、付託された議題に沿った質疑をお願いいたします。

以上、ご協力をよろしくお願いいたします。

◆2. 付託案件審査

議案第31号 飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について

●委員長（井端浩二）

それでは、付託案件の審査を行います。

議案第31号、飛騨市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（井端浩二）

横山環境水道部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、議案第31号、飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について説明いたします。議

案の要旨で説明いたしますので、4ページをお願いいたします。

提案理由は、下水道法施行令の改正に伴う改正及び責任技術者の登録の有効期間を延長するための改正でございます。

制定改廃の根拠等につきましては、下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴う改正及び市独自の改正を行うものでございます。

条例の概要です。改正の趣旨及び内容につきましては、1点目としまして、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術上可能となり、環境基本法や水質汚泥防止法といった関係法令に基づく大腸菌群数に係る水質基準についても大腸菌数に係る基準に変更されたことから、改正を行うものでございます。次に、2点目といたしまして、指定工事店の指定を受けたものの有効期間が5年であることから、合わせて申請を行う責任技術者の登録の有効期間を5年で統一するものでございます。

この条例に伴う市民への影響等は特にございません。

施行日は、施行令の施行に合わせて令和7年4月1日としますが、責任技術者の有効期間に係る第16条第2項の改正規定は令和6年4月1日以降に登録を受けたものについて適用するものといたします。

説明は以上です。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

市独自の改正というのはこの（2）ですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

（2）の部分が市の独自の改正でございます。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決

定いたしました。

◆休憩

●委員長（井端浩二）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後2時26分 再開 午後2時26分 ）

◆再開

●委員長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第32号 字区域の変更について（古川町谷Ⅰ地区）

及び

議案第33号 字区域の変更について（宮川町三川原Ⅰ地区）

●委員長（井端浩二）

議案第32号、字区域の変更について（古川町谷Ⅰ地区）及び、議案第33号、字区域の変更について（宮川町三川原Ⅰ地区）の2案件を、会議規則第96条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

それでは、議案第32号及び第33号をご説明いたします。

議案第32号、字区域の変更について（古川町谷Ⅰ地区）ですが、本案は地籍調査事業の結果に基づき、字区域の境界を変更するものです。2ページをご覧ください。変更の大略は古川町谷字丸田の一部を古川町谷字中山に変更を行うものです。3ページをご覧ください。変更調書では、該当する土地の地番を掲載しております。次の4ページは、字界変更区域位置図になります。太い実線が地籍調査事業の施行区域、丸印は字界変更箇所的位置図を表記しております。5ページにお進みください。こちらは字界変更区域図になります。色塗りされた箇所が字界変更となる区域、太い点線が字界を表記しております。上段が変更前、下段が変更後となっています。変更の理由は、字区域の境界線が地形上明確でない状況が確認されたため、今後、土地所有者が土地管理を円滑に行えるよう境界を整理するものです。

次に、議案第33号、字区域の変更について（宮川町三川原Ⅰ地区）についてご説明いたします。2ページをご覧ください。変更の大略は、宮川町三川原字洞口及び豊田の一部を宮川町三川原字洞に、宮川町三川原字洞口の一部を宮川町三川原字とよの尻に変更を行うものです。3ページをご覧ください。変更調書では、該当する土地の地番を記載しております。次の4ページは、字界変更区域位置図になります。次の5ページは、その詳細を示す字区域の変更区域図となります。変更理由は、境界線が複雑な地形で区域が分かれていない状況が確認されたため、今後土地所有者が土地管理を円滑に行えるよう境界を整理するものです。

以上で説明を終わります。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は議案番号を述べて行ってください。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。採決は個々に行います。

最初に、議案第32号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第33号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第34号 飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

●委員長（井端浩二）

次に、議案第34号、飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

議案第34号をご説明いたします。本議案は飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正するものです。4ページ、条例関係議案要旨をご覧ください。改正の概要は、当該条例制定時に公債権に係る延滞金の規定を設けていましたが、本来、当条例は私債権区分で運用すべきものであったことが判明しました。このため、今回の飛騨市私債権管理条例の制定に合わせて、延滞金に係る規定を削除するものです。

以上で説明を終わります。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

私債権条例の改正ってありましたよね。それに伴うんでしょうけれども、こういう文言が削除されるということで、延滞金はどうのこうのというものとは違うんですよね。それももうなくし

てしまいますよというのに関わってくるんじゃないか。

□林業振興課長（檜木正憲）

私債権ということで民法の適用になりまして、延滞金という言い方ではなくて、遅延損害金という形で、期間が過ぎればですけど、実際にはその分をいただくような形になります。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（井端浩二）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後 2 時32分 再開 午後 2 時33分 ）

◆再開

●委員長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第37号 負担付き寄附の受納について

●委員長（井端浩二）

次に、議案第37号、負担付き寄附の受納についてを議題とします。説明を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

議案第37号、負担付き寄附の受納について説明をさせていただきます。

1、寄附の目的。飛騨の匠文化館の機能を更新し、市が主体性に自由度をもって飛騨の匠文化によるまちづくりの継承と発展に取り組むため。

2、寄附を受ける財産。名称、飛騨の匠文化館。所在、飛騨市古川町壺之町10番地1。構造、木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建。床面積、1階、197.50平方メートル、2階、192.30平方メートル。

3、寄附者。東京都千代田区麹町4丁目5番地、公益財団法人日本ナショナルトラスト。

4、寄付の条件は次の2点です。1点目、公益財団法人日本ナショナルトラストがヘリテージセンターとして飛驒の匠文化館を設置し、所有してきた目的に沿って当該施設を活用すること。2点目、公益財団法人日本ナショナルトラストは、市が上記を履行しない場合は無償譲渡に関する契約を解除することができる。

なお、引き渡し日は3月31日を予定しております。引き渡し後は、議案第38号、観光施設条例改正の中で行政財産と位置づけ、施設の管理は当面市が直営をいたします。運営の一部は、今までどおり飛驒市観光協会に委託する予定です。

以上で説明を終わります。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

目的にそれないでやってくださいよという寄附ですよ。実際にはどんな構想であそこをこれから仕上げようとしているんですか。前に少しは聞きましたけど。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今年度の予算で飛驒の匠文化館のリニューアルの基本設計の予算を組ませていただいて、今、基本設計がまとまる場所ですけれども、具体的には町全体、町並みをご覧いただきながら、古川町の歴史と町並みが守られてきた町の皆さんの意識の部分を、まずはそこで学んでいただいて、そこから町歩きをしていただくきっかけにつながるような施設にしたいと考えております。

●委員長（井端浩二）

ほか質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定をいたしました。

◆休憩

●委員長（井端浩二）

ここで、職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時37分 再開 午後2時38分 ）

◆再開

●委員長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第38号 飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について

●委員長（井端浩二）

議案第38号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

議案第38号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例についてご説明します。33ページの要旨をご覧ください。

提案理由は、観光施設の追加及び使用料の見直し等に伴う改正です。こちらは市の独自改正になります。

条例の概要です。まず、1点目は飛騨の匠文化館の追加です。飛騨の匠文化館については、飛騨市観光協会が公益財団法人日本ナショナルトラストから建物を借り受け、市では賃借料を飛騨市観光協会に補助することで負担してきましたが、建物の負担付き寄附を受けられることとなったことから、これを市の観光施設に位置づけるため、本条例に施設を追加するものです。2点目は、一部施設の休館日等開館時間等及び料金改正です。一部施設の休館日等と開館時間等の表記を冬季閉鎖や実際の営業時間の現状に即した表記に改めるとともに、施設料等について人件費上昇や物価高騰等の経費増加に対応するため、国内の宿泊施設に係る物価指数の上昇等を参考に料金を引き上げるものです。3点目は、宿泊施設への特定日加算の導入です。観光地等の宿泊施設においては、ゴールデンウィーク等の大型連休や夏休み期間、休前日について、通常よりも料金を高く設定すること、いわゆる変動料金制が一般化しており、市の施設においても変動料金制の導入によって収入の増加を図ることとし、特定日加算の制度を導入するものです。

市民への影響等についてですが、飛騨の匠文化館は所有者が日本ナショナルトラストから飛騨市に変わるが、利用者への直接の影響はありません。休館日等開館時間等については、現状に即した表記への変更であり、利用者への影響はありません。使用料については、施設により異なりますが、利用者にとって4%から27%の負担増となります。宿泊施設の使用料については、12ページの別表第2に定める日、すなわち、特定日、準特定日、夏季特定日、休前日の使用料について、それぞれ最大30%から50%の利用者の負担増となります。

施行日は令和7年4月1日です。

以上で説明を終わります。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（小笠原美保子）

使用料がすごく変わっているんですが、市内に住所を有しない者が利用する場合というので、

結構2倍とか5倍とかばらつきもあるんですが、決められたのに何を参考にとというか、基準があるのか教えてください。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

市内に住所を有しない者というのは、基本的には合宿利用などで使われる方に対して適用をしております。ふれあい広場などを使用される際に、よそのグラウンドと比較してこちらのグラウンドのほうの程度がいいということで非常に人気があるグラウンドになっておるわけですが、市民の利用に関しては当然安く使っていただきたいんですけども、外部から合宿などでいらっしゃる方については、よそと比較して十分な金額をいただきたいということで、こういう市民との差をつけているということになっております。この倍率につきましては、合併以前の町の時点からの率を引き継いでおりますので、そこに関しては変更しておりません。

○委員（野村勝憲）

大体今3割から5割アップということでお聞きしました。それで、昨年に対して全体でどのくらいの額が獲得されるんでしょうか。プラスアルファになると思いますけども、アバウトでいいですけど教えてください。

□建築企画監（砂田健太郎）

今回この制度を導入しまして、全ての施設がこれを適用されるかどうかに関しましては指定管理者のほうで判断されるので、現時点で確定的に全てが引き上げになるということはちょっと分かりませんが、ホテル季古里につきましては、指定管理者を新しく指定される際に、この制度をぜひ使いたいということをおっしゃっているの、ホテル季古里に関しまして言えば大体使われるというふうに考えられますけども、この適用日自体の日数が休前日でありますとか、長期休みがあるときでございますので、期間的には比率としては少ないものですから、全体の増加としましてはせいぜい1割、2割程度の増ではないかというふうに考えます。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定をいたしました。

◆議案第39号 飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例について

●委員長（井端浩二）

次に、議案第39号、飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。
説明を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

議案第39号、飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例についてご説明します。11ページの要旨をご覧ください。

提案理由は、市営住宅の入居の際に必要としていた連帯保証人の見直し等に伴う改正です。こちらも市独自の改正となります。

条例の概要です。まず、改正の対象となる条例は、記載の4条例となります。改正の趣旨及び内容について。まず1点目ですが、保証人の削除について。社会環境の変化により、住宅に困窮する低額所得者層に限らず、保証人の確保がより一層困難となることが懸念されることから、当市関係条例について所要の改正を行うものです。2点目は、督促手数料及び延滞金徴収の削除です。市営住宅の性質を公債権から私債権に改めることに伴い、所要の改正を行うものです。

公債権から私債権へ位置づける背景についてご説明いたします。市営住宅の使用料に関する債権種別の考え方は国でも見解が分かれておりまして、公債権、私債権どちらの解釈でも間違いではないが、過去の判例において私的契約と同じであり、私債権であるとの判決の解釈があります。飛騨市では、市営住宅の地方自治法に定める公の施設であるということから、その家賃については公の施設の使用料であるというため、公債権と位置づけて、これまで地方自治法を根拠とした督促手数料や延滞金徴収条例の規定により、督促手数料及び延滞金を徴収してきたところです。このたび、債権管理に関しての条例を制定することに伴いまして、市営住宅使用料に関する債権管理の方向性を考えるため、県内の市に調査を行ったところ、飛騨市以外の市が私債権と位置づけているという回答がありました。これらを検討して、今回、公債権から私債権への位置づけに変更するものでございます。

次に、3点目の定義規定の変更です。こちらは改正省令に合わせて、定義規定の改正を行うものです。

市民への影響等ですが、入居者において保証人を確保する負担が軽減されます。

施行日は令和7年4月1日。なお、これまで飛騨市において保証人を確保できずに入居できなかった事例は発生していないことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（佐藤克成）

保証人の削除が行われるんですけども、万が一、家賃滞納の場合はどのように対応されているのか、お願いします。

□建築企画監（砂田健太郎）

家賃が滞納された場合には建築住宅課の職員のほうが督促の対応をしております、まず文書による通知などを促しまして、それでも納められない場合には訪問しての回収などという対応を

行っております。

○委員（佐藤克成）

保証人を見つけるのがなかなか難しいということで、それは民間の賃貸住宅でも同じ事情があるんですけども、その場合は家賃債務保証法人、保証会社を利用するという流れにもなってきたんですけども、公営住宅についても、市営住宅についても保証法人を利用するという検討はなかったのでしょうか。

□建築企画監（砂田健太郎）

そういった保証法人のほうを利用するということについて、市のほうでも検討をいたしました。利用した場合に、保証に関する保証料金のほうについては入居者が負担するということになってまいります。これはつまり、通常の家賃に加えてその分の負担が増えるということになるものですから、そういった点と、あと、先行してやっていたらっしゃる自治体などをちょっと調べたんですけども、県内でそういった事例のほうについてはまだ見つからなかったというようなことがございまして、飛騨市としては、今の時点では導入はしないということの判断をいたしました。

○委員（佐藤克成）

県内での家賃保証法人を利用する事例がなかったとおっしゃられたんですけど、中津川市だとか、そういった事例は幾つか見られたんですけども、いかがでしょうか。

□建築企画監（砂田健太郎）

大変失礼しました。調べた事例の中に中津川市はございました。事例としまして、県レベルでもちょっと調べまして、そういったところの事例なども調べた中で、まだ多数派ではないということで現時点では導入しないという判断をしたものでございます。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（籠山恵美子）

市営住宅に入られる方は普通の民間アパートよりも安価に借りられるという、それはとてもありがたいことで利用されるんだと思います。こういう保証人の負担が軽減されるというのはありがたいと思いますし、ただ、飛騨市において保証人を確保できず入居できなかった事例は発生していないというのが、えーと思うんですけど、これは誰も必ず保証人を何とか見つけてきて入れたのか、あるいは見つからなくても特例の便宜を図って入れるような配慮をしていたのかどちらですか。

□基盤整備部長（森英樹）

連帯保証人は、本来2名つけてもらうということになっていたんですが、例えば1名しか保証人がつけられないという方は1名で入れた事例もございますし、やはり条例の中には、特別に配慮するという条文がありまして、保証人をなくして入れるということもやっておりましたので、こういった事例は発生しないということになっております。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定をいたしました。

◆閉会

●委員長（井端浩二）

以上をもちまして、本日の審査を終了し、第3回産業常任委員会を閉会いたします。また、議案第35号、議案第36号がありますので、明日の連合審査会後に開会をいたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午後2時53分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長 井端 浩二